

社会福祉法人長野市身体障害者福祉協会役員の報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野市身体障害者福祉協会（以下「市協会」という。）の理事長及び副理事長の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 市協会の理事長及び副理事長に支払う報酬の額は、それぞれの区分に従い別表に定める額とする。

(報酬の支払い方法)

第3条 報酬の支払いは、毎年1月末日とする。

(補 則)

第4条 この規程に関し必要な事項は、理事総数の3分の2以上の同意を得た後、評議員の議決を得るものとする。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(別表)

役 職 名	月額報酬 (年額)
理 事 長	1 2 0 , 0 0 0 円
副 理 事 長	3 6 , 0 0 0 円